番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	管理部総務課	2019年 4月1日	平成31年度長崎振興局燃料(ガソリン)売買単価契約	1 11-15 415	長崎市元船町2番8号長崎県石油協同組合理事長藤岡秀則	長崎振興局の公用車は、県内全域にわたって出張しており、災害等緊急時の対応だけでなく、平時においても業務効率化や業務に支障が出ないようにするため、局保有の公用車が庁舎周辺の複数の給油所で円滑、かつすみやかに給油できること、及び県内各目的地において確実に給油できることが必要となっている。また県内全域で安定供給が得られ、県内同一単価の供給が可能な業者は、県内給油所の約8割の組織率を持ち各地に給油所を確保する長崎県石油協同組合だけである。長崎県石油協同組合は本県と災害協定を締結しており「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に合致し随意契約ができる組合である。また「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に規定する官公需適格組合であり、国に準じ契約の相手方として受注機会の増大を図ることとされている。	第167条の2第1項 第2号
2	長崎振興局	建設部一砂防課	2019年 4月4日	長崎振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	2,642,200	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行使する基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、受注者から資金面・人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
3	長崎振興局	建設部一砂防課	2019年 6月21日	矢の平川火山砂防工事(積算技術業務委託)	1,595,000	大村市池田2丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
4	長崎振興局	建設部 道路維持課	2019年 4月26日	一般国道202号他3線橋梁補修工事(監督補助業務委託)	19,800,000		当業務は、施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	長崎振興局	建設部 道路維持課	2019年 10月28日	一般県道長崎式見港線電線共同溝整備工事(電力系連系管路)	5,432,694	長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 送配電カ ンパニー 長崎送配電統括センター長 北村 弘光	電線共同溝整備工事の連系管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理の観点から連系管路の建設に係る工事を委託する基本協定を平成13年に長崎県知事と九州電力(株)長崎支店長で締結している。これに基づき委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
6	長崎振興局	建設部 道路維持課	2019年 10月31日	一般県道長崎式見港線電線共同溝整備工事(電力系引込管路)	12,715,454	長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 送配電カ ンパニー 長崎送配電統括センター長 北村 弘光	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既 設設備との接続の観点、施工管理の観点から引込管路 の建設に係る工事を委託する基本協定を平成13年に 長崎県知事と九州電力(株)長崎支店長で締結してい る。これに基づき委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
7	長崎振興局	建設部 道路維持課	2020年 1月7日	長崎振興局建設部積算技術業務委託	7,150,000	大村市池田2丁目1331番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項第2号
8	長崎振興局	建設部 道路維持課	2020年 3月30日	主要地方道長崎南環状線交通管理業務委託	16,083,100	長崎市元船町17番1号 長崎県道路公社 理事長 田渕 和也	当区間は、長崎自動車道と直結し一般国道202号に接続する女神大橋有料道路や自動車専用道路を含む地域高規格道路で設計速度が高い区間である。さらに長大トンネル(唐八景トンネル、大浜トンネル)、長大橋梁(女神大橋)があることから、防災管理体制を含めた区間全体の一体的な高速自動車道並の高度な管理体制が必要である。このため、これまでも女神大橋有料道路の情報設備、唐八景トンネル・大浜トンネルの防災設備を出島道路管理事務所で一元管理し、区間全体の一体的な管理を長崎県道路公社で行うことにより通行車両の安全確保を図っている。これにより、長崎県道路公社と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項第2号
9	長崎振興局	建設部 用地課	2019年 4月1日	主要地方道長崎南環状線道路改良工事(新戸町~江川町工区)に伴う用地取得事務委託	8,445,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 田渕 和也	用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の 規制により、民間業者に委託することは適当ではなく 、契約の相手方が限定される。土地開発公社は、公共 用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設 立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づ く特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業 務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等 に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる 。	第167条の2第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	長崎振興局	建設部用地課	2019年6月25日	一般県道奥ノ平時津線道路改良工事(日並工区)に伴う用地取得事務委託	4,484,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 田渕 和也	用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2第1項 第2号
11	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2019年 4月1日	長崎港内及び長崎漁港内における海面清掃業務	31,272,000	長崎市国分町3番30号長崎港清掃協議会会長 中部 憲一郎	長崎港清掃協議会は、長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内の海面清掃を行うために設立された団体である。海面清掃を行うには、港内の気象・海洋・地理的条件(風向・風速・潮流等)に精通しており、また、特殊な清掃船の操作を伴うため、その特殊性を熟知したうえでの業務であり、熟練した技能が求められる。、機満清掃協議会は、設以来、本業務を行っており、業務に精通し、かつ熟知しており、この業務を遂行できる唯一の団体である。港内において、航行に支障が出る流木やゴミが頻繁に発生しており、長崎県の緊急対応ができ、港の安全を守っている。この協議会は、県の管理工及び管理漁港に関係する会員の会費及び長崎市からの補助金を受けて成り立っており、営利を追求しておらず、公平な立場で対応が可能である。	第167条の2第1項第2号
12	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2019年5月14日	長崎港広域連携工事(航行安全対策検討委員会)	40,700,000	福岡県北九州市門司区港町7 -8 郵船ビル4階 公益社団法人 西部海難防止協会 会長 高祖 健一郎	小ヶ倉柳埠頭西岸壁において、平成32年4月より女神大橋を通過できない大型客船(22万総トン及び17万総トン)を受け入れる予定であり、その客船は長崎港の港湾計画上の能力を上回っている。この大型客船の入港の受け入れのためには第三者委員会による航行安全対策検討委員会を設置し、十分な安全対策を策定したうえで受け入れを行う必要がある。よって、検討に当たっては、船舶の航行検討に精通し、且つ、専門的知識が必要となることから、九州地域では唯一、同種のノウハウやデータを蓄積、活用している公益社団法人西部海難防止協会と随意契約を行いたい。	第167条の2第1項第2号
13	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2019年 7月16日	長崎振興局長崎港湾漁港事務所漁港課積算技術 業務委託	8,360,000		当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2019年 10月2日	31長漁管第300号野母漁港沈没船等引上げ工事	2,970,000	長崎市新地町5-17株式会社 上滝 代表取締役 上滝 満	令和元年9月27日、野母漁港の放置廃船1隻が沈没し油漏れを起こしていることから、周辺で行われている海上養殖への影響低減のため、同日にオイルフの確認を行ったところ、油漏れが継続しており、現対応にはを行ったところ、油漏れが継続しており、現対応にはを行ったところ、油漏れが継続しており、現対応にはを行ったところ、油漏れが継続しており、現対応にはを持対する必要が生じた。そこで、港湾漁港を務時し、当該漁港を担当している建設会社の3者を持ちた。場所との場所を持ちた。場所との場所を対し、出るの職力を対し、服务のでは、との場合を対し、といいないのでは、といいないのでは、といいないのでは、といいないのでは、といいないのでは、といいないのでは、といいないないでは、といいないないでは、といいないないでは、といいないないでは、といいないないでは、といいないないないないないでは、といいないないないないないないないないないないないないないないないないないない	第167条の2第1項第5号
15	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2020年 1月23日	長崎港県単調査委託(ボーディングブリッジ調査その2)	2,398,000	長崎市神ノ島3丁目526- 19 MHIファシリティーサービス株式会社事業統括部長崎工場・施設管理部部長 飯島 文昭	長崎港ターミナルのボーディングブリッジ操作時に、不具合が生じている。1月7日にMHIファシリティーサービス(株)と随意契約し、ボーディングブリッジの動き、ファイバースコープによる内部確認を行い、リミットスイッチの不具合は確認されたが、駆動系にも原因があると推測され、確認のため開口しての追加調査を緊急に実施する必要がある。この調査に対応可能な者は、1回目の調査同様、製造業者の三菱重工業の関連会社であるMHIファシリティーサービス(株)のみであるため、同社と1者随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号
16	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2020年 3月23日	長崎港小ヶ倉柳埠頭荷役機械管理運営業務委託	32,083,700	長崎市小ヶ倉3丁目76番1 20 長崎港コンテナターミナル運 営協会 会長 後藤 文雄	小ヶ倉地区については、港湾運送業の円滑な運営を図るため同協会を設立しており、同協会は、長崎県から許可を受けた「ガントリークレーン、ストラドルキャリア及びフォークリフト」の使用計画を調整し、荷役作業を行っている。当業務委託は、これら港湾荷役機械の利用調整及び維持管理業務(始業前点検、月例点検、年次点検)を委託するものである。また、月例点検、年次点検等はより高度な知機械使用者の立会がが必楽前点検を行っている港湾荷と機械使するながが必須であるなど、始業前点検と一体となった点検であり、点検日程についても同協会との調整が不可欠であるため、同協会に委託し効率化を図るものである。	第167条の2第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2020年 3月27日	高島港港湾緑地管理委託	1,408,900	長崎市長 田上 富久	長崎市は「長崎県の事務処理に関する条例」に基づき 港湾に関する管理事務を行っており、一体的な管理を 行うことで効率よく管理を行うことができるため、県 営港湾施設として設置した緑地の管理を地元市である 長崎市に委託するものである。	第167条の2第1項 第2号